

2016年4月11日

国立大学法人福岡教育大学
学長 櫻井 孝俊 殿

福岡教育大学教職員組合
執行委員長 鈴木 浩文



学長職辞任の要求

2016年3月18日付けで、寺尾前学長の辞職要求書、並びに貴職の学長職への就任辞退要求書を提出しておりましたが、寺尾前学長は任期を全うし、なおかつ、貴職が学長職に就任したことは誠に遺憾に思います。

貴職は、寺尾氏が在任中に犯した数々の不当労働行為を糾弾するどころか、寺尾氏を、この4月から、副学長に据えて厚遇を図るという前代未聞の非常識な人事を発動しました。これは、貴職が、寺尾氏が行った排除と差別・弾圧を基調とする独裁的な経営を継承する意志を明確にしたものにはかなりません。

「福岡教育大学不当労働行為救済申立事件」に関与した貴職が、学長職に就任し、さらには寺尾氏を副学長に任命した事実は、組織ぐるみで労働者の抑圧を正当化する大学であることを大々的に宣伝するものであり、教育現場はもとより、社会全体から激しい非難を集めるのは火を見るよりも明らかです。

福岡教育大学は九州における教員養成の拠点ですが、申すまでもなく、とりわけ福岡県内の学校現場に、毎年多くの卒業生を送り出しています。そのような本学の位置づけを考慮すれば、福岡県内の有識者によって組織された権威ある委員会が、本学執行部の不当労働行為を断罪したことは、本学の将来にとって極めて憂慮すべき事態です。貴職が、法人の「不当労働行為」に、理事として直接関与したことは広く社会の知るところです。貴職が、学長職に就任し、その上、首謀者であった寺尾氏を副学長に据えるという人事を強行した事実は、本学が、労働者に対する人権侵害行為を、今後も堂々と行う姿勢を社会に示すものと、本組合は、受け取らざるを得ません。

今回の「不当労働行為」事件のみならず、寺尾氏が学長職在職中に主導し、貴職が理事として積極的に関与した様々な排除と差別・弾圧については、最近複数の報道機関によって報道され、その悪質性が白日の下にさらされつつあることは貴職もご存じの通りです。貴職におかれましては、これ以上、福岡教育大学の名誉が損なわれることのないよう、潔くすみやかに学長職を辞任するよう、強く要求します。